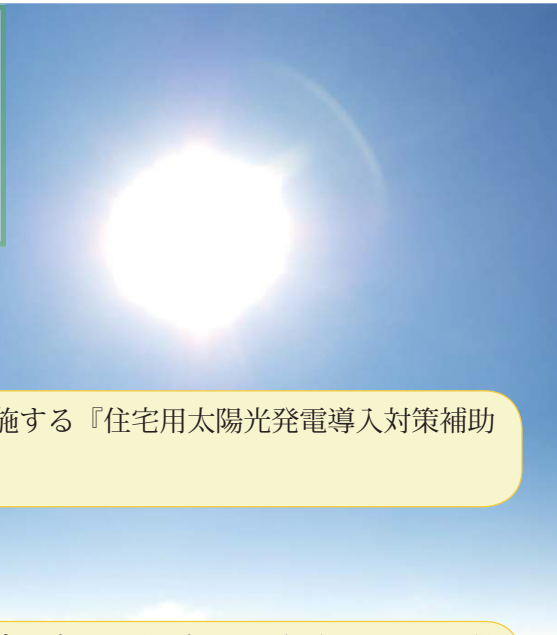




住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金について

☎ 住民環境課 環境対策係 ☎ 476-1111 (127・128)

大崎町では、地球温暖化防止を推進するために、住宅用太陽光発電システムを設置される町民の方に補助金を交付いたします。



①対象システムは？

社団法人太陽光発電協会『太陽光発電普及拡大センター』が実施する『住宅用太陽光発電導入対策補助金』の対象となる太陽光発電システムです。

②補助対象者は？

自ら居住する町内の既存住宅及び新築住宅（店舗などの併用住宅を含みます。）に、発電システムを設置済みの建売住宅を購入した個人の方で、下記の要件を満たす場合に限りです。

- ① 社団法人太陽光発電協会『太陽光発電普及拡大センター』が実施する発電システムの設置費補助に応募し、住宅用太陽光発電に係る補助金の『補助金申込受理決定通知書』を受理した方。
(ただし、補助金申込受理決定通知書の交付日が平成23年4月1日以降に交付されたものに限りです。)
- ② 町税を滞納していない方が対象です。

③補助の金額は？

太陽光モジュール1キロワットあたり3万円です。
(限度額は、12万円です。)



④町へ申請する前の手続きは？

社団法人太陽光発電協会『太陽光発電普及拡大センター』に、補助金交付を申請します。



社団法人太陽光発電協会『太陽光発電普及拡大センター』からの、補助金申込受理決定通知書（平成23年4月1日以降に交付されたもの）を受領後に、発電システムを設置します。



発電システムを設置後、社団法人太陽光発電協会『太陽光発電普及拡大センター』へ実績を報告します。



社団法人太陽光発電協会『太陽光発電普及拡大センター』から、補助金交付決定通知書を受領します。

⑤申請方法、ご不明な点は？

大崎町役場 住民環境課 環境対策係まで